

# 商務部の主要職責、内部設置機構および 人員編成の規定

2008年8月22日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 商務部の主要職責、内部設置機構および人員編成の規定

第十一回全国人民代表大会第一次会議で批准された国務院機関の改革方案と「国務院の機関設置に関する通知」（国発〔2008〕11号）に基づき商務部を設立し、これを国務院の構成部門とする。（2008年8月22日）

### 一、職責調整

（一）国務院が既に取消を公表した行政審査・認可事項を取消す。

（二）企業に関係する評価およびブランドの選定活動を直接行う、機械・電力設備製品の割り当て額の輸入方案を編成・報告、執行する、技術導入の再輸出に対して監督を行う職責を取り消す。

（三）輸出入企業の経営資格を報告・記録する職責を地方政府に与え、貿易投資の促進、海外支援事業の入札、主催する関連のイベント活動などの具体的な募集作業を事業体に取扱わせる。

（四）旧労働と社会保障部の中国公民の海外就職管理政策の制定、海外就職職業斡旋機関の資格認定、審査・認可および監督検査などの職責を商務部に振り分ける。

（五）国内貿易の作業を強化し、内外貿易の融合を推進する。市場の運行と製品の需要供給状況の監視測定をしっかりと行い、流通体制の改革を進めて現代の流通を発展させることに力を入れ、統一、開放、競争、秩序ある現代市場システムの構築と完全化を促進する。

（六）多国間・二国間および地域との経済貿易の協力を強化し、貿易と投資の便利化を促進することにより、公平な対外貿易秩序を維持し、企業が国際市場を開拓できるよう良好なサービスを提供する。

### 二、主要職責

（一）国内外の貿易と国際経済協力の発展戦略、政策を立案し、国内外の貿易、外国企業の投資、対外援助、対外投資と対外経済協力の法律法規草案の起草、および部門規則の制定を行う。本国の経済貿易法規の間における、およびそれと国際経済貿易条約、協定との整合に関する意見を提出する。経済のグローバル化、地域経済の協力、現代の流通方式の発展傾向と流通体制の改革に対して研究を行い、意見を提出する。

（二）流通産業構造の調整の推進を行い、流通企業の改革、商業貿易サービス業と地域共同体商業の発展を指導し、商業貿易を行う中小企業の発展を促進する政策意見を提出する。流通の標準化とチェーン経営、商業ライセンス経営、物流配送、電子ビジネスなど現代の

流通方式の発展を促進する。

(三) 国内貿易の発展計画を立案し、都市・農村部の市場発展を促進する。国内外の資金を市場システムに投入するよう引導する政策を研究、提出し、大口製品の卸売り市場計画と都市商業ネットワーク計画、商業システムの構築作業を指導し、農村市場システムの構築を推進し、農村部での現代流通ネットワーク事業を実施する。

(四) 市場経済秩序を協調、整備および規範化する作業を率先して担い、市場運行、流通秩序を規範化する政策を立案する。商業領域の信用確立を促進し、商業信用販売を指導して市場で信用公共サービスのプラットフォームを構築する。関連規定に基づき、特種流通業界に対して監督管理を行う。

(五) 重要な消費製品の市場コントロールと重要生産資料の流通管理を行う責任を担い、健全な生活必需品市場の供給応急管理メカニズムを構築する。市場運行、商品の需要供給状況を監視測定、分析し、製品の価格情報を調査、分析する。予測・警告と情報案内を行い、作業分担により重要消費製品の貯蓄管理と市場コントロールを行い、関連規定に基づき製品油の流通に対して監督管理を行う。

(六) 輸出入製品、加工貿易管理規則と輸出入管理製品、技術目録を制定し、外国貿易増加を促進する方法を転換した政策措置を立案する。重要工業製品、原材料および重要農産物の輸出入総量計画を実施し、関係部門と共同で大量の輸出入製品を調達し、貿易促進活動と外国貿易促進システムの構築を指導する。

(七) 対外技術貿易、輸出の管理規制および技術とプラントの輸出入に対する貿易政策を立案、執行する。輸出貿易の標準化作業を推進し、法律に従い技術導入、設備輸入、国が制限する技術の輸出を監督し、法律に従い拡散防止など国の安全に関連する輸出入許可証の発行を行う。

(八) サービス貿易の発展計画の立案および関連作業の展開を率先して行い、関係部門と共同でサービスの輸出とサービス・アウトソーシングの発展を促進する計画、政策を制定、実施することにより、サービス・アウトソーシングのプラットフォーム構築を促進する。

(九) 本国の多国間・二国間（地域、自由貿易区を含む）経済貿易協力戦略と政策を立案する。多国間・二国間経済貿易の対外協議を率先して行い、協議意見に協調し、関連文書の署名、執行監督を行う。多国・二国政府の間で経済と貿易の連絡メカニズムを構築し、関連作業を行う。国別（地域）の経済貿易関係における重要な事務を処理する。国交を樹立していない国との貿易活動を管理する。授權に基づき本国政府を代表して世界貿易機関との関係を取扱う。本国が世界貿易機関の枠組下で行う協議と貿易政策の審議、紛争解決、通達諮問などの作業を率先して行い、対外経済貿易の協調作業を行う。

(十) アンチ・ダンピング、反補助金、保障措置およびその他輸出入公平貿易に関連する作業を協調して行う。輸出入公平貿易の警告メカニズムを構築し、法律に従い対外貿易調査と産業損害調査を実施する。産業安全に対する対応作業および国外の本国輸出製品に対するアンチ・ダンピング、反補助金、保障措置の応訴について指導、協調する。

(十一) 全国での外国企業の投資活動を包括的に指導し、外国企業の投資政策と改革方案を立案、実施する。法律に従い外国投資企業の設立および変更事項について審査・許可を行い、法律に従い重大な外国投資事業の契約定款および法律が特別に規定する重大変更事項について審査・認可を行う。法律に従い外国投資企業の法律法規規則、契約定款の実施状況を監督検査し、関連する問題の解決に協調する。投資促進および外国投資企業の審査・認可作業に対して指導を行い、対外企業誘致の資金導入活動を規範化し、国家クラスの経済技術開発区、蘇州工業パーク区、辺境経済合作区に関連する作業を指導する。

(十二) 対外経済協力の作業を行い、対外経済協力政策を立案、執行する。法律に従い対外請負事業、対外労務協力などに対して管理監督を行い、中国公民の国外就業管理政策を制定し、外国派遣労務と国外就業人員の権利保護を率先して行う。国外投資の管理規則と具体的政策を立案し、法律に従い国内企業の対外投資による企業設立に対して審査・許可を行う金融企業を除く。

(十三) 対外援助作業を行い、対外援助政策と方案を立案、執行し、海外援助方式の改革を促進する。対外援助計画を編制し、対外援助項目を確定して実施する。政府による対外援助の性質を持つ資金の使用に対して管理を行い、多国間・二国間における中国に対する無償援助と援助金(財政協力項目下にある外国政府および国際金融組織の中国に対する援助金を含まない)などの発展協力業務を管理する。

(十四) 対香港、マカオ特別行政区と台湾地域の経済貿易計画、政策を率先して立案し、香港、マカオ特別行政区の関係部門および台湾地域の授権機関と経済貿易協議を行い、関連文書に署名をする。本土と香港、マカオ特別行政区の商業貿易連絡メカニズムの作業を行い、台湾と直接貿易活動を実施する。多国間・二国間の経済貿易領域において台湾に関係する問題を処理する。

(十五) 法律に従い、経営者の集中的行為に対して独占禁止の審査を行う。企業の国外での独占禁止に対する応訴を指導し、多国間・二国間における競争政策交流と協力を展開する。

(十六) 本国の世界貿易機関代表団、国際連合常駐と関係国際組織の経済貿易代表機構および在外経済商務機関の関係事務に対して指導を行い、経済貿易業務の指導、グループ設置、人員選抜・派遣を行う。国際多国経済貿易組織の在中国機関と外国の在中国政府商務機関と連絡を取る。

(十七) 国務院が要求するその他の事項を処理する。

### 三、内部設置機構

上述の職責に基づき、商務部は 28 の内部設置機構を設ける。

#### (一) 弁公庁

電子文書、会議、機密事項、文書保存など当機関の日常業務を取り行う。情報、機密保持、報道発表、行政事務の公開、安全維持などを担う。「中国対外経済貿易公告」を編集発行する。

## (二) 人事司

当機関、直属単位および在外機関の人事管理、グループ設置、教育研修などの作業を行う。

## (三) 政策研究室

経済のグローバル化、地域経済の協力、現代市場システムと現代流通方式の発展傾向について研究を行い対策、意見を提出する。対外開放、国内貿易流通体制の改革を研究、拡大し、重大な問題に対して意見と提案を提出する。現代市場システムを健全化するための総合的政策意見を研究、提出する。

## (四) 総合司

国内外貿易と国際経済協力の発展戦略、計画を立案する。商務の運行状況を監視測定、分析し、商務の運行と構造調整における重大な問題を研究し、関連の政策意見を提出する。統計および情報発表の作業を行う。

## (五) 条約法律司

関連する法律法規の草案と規則を起草する。本国の経済貿易関係の法規の間、およびそれと国際多国間・二国間経済貿易条約と協定の整合に関する意見を提出する。国際経済貿易条約の立案に関連する作業を行う。多国間・二国間経済貿易条約と協定などの協議文書の審査・認可を行う。経済貿易領域における多国間・二国間の知的財産権、投資（保護）協議を設けて対外協議を行う。紛争解決に関連する作業を行う。当機関に關係する規範性文書の合法性審査を行う。関連する行政復議（再議）と行政訴訟の応訴を行う。

## (六) 財務司

商務と関連する財政税務、金融、価格などの政策意見を研究、提供する。商務部が集約する各業務の資金、特別基金、海外援助経費などの具体的な使用と管理を行う。予算・決算を編集・報告し、予算を下達する。本部門の資産管理、インフラ設備および内部監査を行う。

## (七) 市場秩序司

市場経済秩序の整備と規範に関連する作業に率先して協力する。商業領域での信用確立を推進し、商業信用販売を指導して市場で信用公共サービスのプラットフォームを構築する。知的財産権の侵害、ビジネス詐欺などの撲滅活動に参加する。

## (八) 市場システム建設司

健全な市場システムを規範化する政策を立案する。流通標準化を推進する。小売企業の販売促進行為の規範化を率先して行う。大口製品の卸売市場計画と都市商業ネットワーク計画、商業システムの構築を指導する。農村市場と農産物の流通システムの構築を推進する。関連規定に基づき、競売、抵当、リース、自動車流通と中古製品流通業界などに対して監督管理を行う。

#### **(九) 商業貿易サービス管理司**

商業貿易サービス業（飲食業、宿泊業を含む）の業界管理作業を行う。流通体制の改革とチェーン経営、商業ライセンス経営、物流配送などの現代の流通方式の発展を推進する。コミュニティの商業発展、流通領域の省エネルギー・エネルギー削減の指導を行う。商業貿易を行う中小企業の発展の政策意見を提出する。関連規定に基づき、製品油の流通に対して監督管理を行う。リサイクル資源の回収を指導する。

#### **(十) 市場運行調節司（国家繭シルク協調弁公室）**

市場運行、製品の需要供給状況に対して監視測定、分析を行い、製品価格情報を調査、分析して予測・警報と情報案内を行う。健全な生活必需品市場の供給応急管理メカニズムの構築に関連する作業を行う。重要消費製品の貯蓄（肉類、砂糖、お茶パック、小量包装食品など）管理と市場コントロールに関連する作業を行う。酒類の流通、食豚殺し管理に関連する作業、繭シルクの協調作業を行う。

#### **(十一) 独占禁止局**

法律に基づき経営者の集中的行為に対して独占禁止の審査を行う。本国企業の国外での独占禁止に対する応訴を指導する。多国間・二国間における競争政策交流と協力を展開する。

#### **(十二) 対外貿易司**

輸出入製品の管理規則と目録を立案する。重要工業製品、原材料および重要農産物の輸出入総量計画を実施する。輸出入製品の割当て額、関税割り当て額の年度計画を編成、報告し、実施する。輸出入製品の割り当て額入札政策を立案、執行する。取引会、商談会など貿易促進活動と外国貿易促進システムの構築を指導する。

#### **(十三) サービス貿易司**

サービス貿易の発展計画を率先して立案する。技術貿易政策とサービス輸出計画、政策を立案、実施する。技術の輸出入管理、サービス貿易の促進およびサービス貿易の統計作業を行う。

#### **(十四) 機械・電力設備・科学技術産業司（国家機械・電力設備製品輸出入弁公室）**

機械・電力設備製品とハイテクノロジー製品の輸出入、プラント輸出および加工貿易の管理政策と関連目録を立案、実施する。機械・電力設備製品、ハイテクノロジー製品の貿易促進作業を行う。機械・電力設備製品輸入の入札方法を立案、実施する。国の輸出管理制限政策を立案、執行し、法律に従い両用品項目と技術輸出入許可証を発行する。

#### **(十五) 外国投資管理司**

外国企業の投資政策と改革方案を立案、実施する。外国企業の投資状況を研究し、動向と意見を上部に報告する。外国投資企業の設立およびその変更事項、重大な外国投資事業の契約定款および法律が特別に規定する重大な変更について審査・認可を行う。法律に従い外国投資企業の法律法規、規則および契約定款の実施状況を監督検査し、関連する問題の解決に協調する。投資促進および外国投資企業の審査・認可作業に対して指導を行い、対外企業誘致の資金導入活動を規範化する。外国企業投資の統計を行う。国家クラスの経

済技術開発区、蘇州工業パーク区、辺境経済合作区に関連する作業を指導する。関係方面と共同でサービス・アウトソーシングの発展を促進する計画、政策を制定、実施することにより、サービス・アウトソーシングのプラットフォームを確立する。

#### **(十六) 対外援助司**

対外援助の政策と案を立案、実施し、海外援助方式の改革を促進する。対外援助の協議を行い、協議書に署名を行い政府間の援助事務を処理する。対外援助計画を編成、実施する。対外援助項目の実施を監督調査する。

#### **(十七) 対外投資・経済協力司**

対外経済協力政策を立案、執行する。法律に基づき対外投資、対外請負事業、対外労務協力および諮問設計などの対外経済協力業務を管理監督する。公民の国外就業の管理政策を立案する。外国派遣労務と国外就業人員の権利保護を行う。国内企業の対外投資による企業設立（金融企業を除く）、対外経済協力企業の経営資格に対して審査・許可を行う。対外直接投資、対外請負事業および労務協力の統計作業を行う。

#### **(十八) 輸出入公平貿易局**

輸出入公平貿易に関連する作業を行う。本国の輸出製品に対する差別的貿易政策、法律法規およびその方法を調査し、関連協議を行う。輸出入公平貿易の警報メカニズムを構築する。本国の輸出製品に対するアンチ・ダンピング、反補助金、保障措置の応訴および関連作業について指導、協調する。

#### **(十九) 産業損害調査局**

産業損害調査と裁決の作業を行う。産業損害の事前警報メカニズムを構築、完全化し、産業競争力の調査、産業の安全に対する対応と効果の評価を展開する。産業安全に対する対応作業を指導、協調する。

#### **(二十一) 国際経済貿易関係司**

多国間・地域間貿易政策を立案、執行する。作業分担に従い多国間・地域間経済貿易組織との関係性を処理する。自由貿易区戦略を実施する。多国間・地域および自由貿易区などとの経済貿易の対外協議を率先して行う。国際連合など国際組織の対中国経済技術協力に対する中国側の関連管理事務を行う。多国間・二国間における中国に対する無償援助と援助金（財政協力項目下にある外国政府および国際金融組織の中国に対する援助金を含まない）を管理する。

#### **(二十一) 世界貿易機関司（中国政府世界貿易機関通達諮問局）**

世界貿易機関の枠組下で行う二国間・多国間協議を率先して行う。世界貿易機関の紛争解決メカニズムの作業を行う。世界貿易機関で担う貿易と投資などの方面の政策審議、通達、諮問義務に関する義務を履行する。輸出入貿易の標準化作業を推進する。

#### **(二十二) アジア司 (二十三) 西アジア司**

#### **(二十四) ヨーロッパ司**

#### **(二十五) アメリカ州大洋州司**

以上、4つの地域司の職責は、担当する国別（地域）の経済貿易協力の発展戦略、計画および政策を立案、実施する。二国間・地域政府間の経済貿易連合委員会、混合委員会などのメカニズムを構築する。二国間・地域間の経済貿易協議を行う。国別（地域）の経済貿易関係における重要な事務を処理する。外国政府が本国と締結した経済貿易協議を履行する状況を監督し、対外交渉を行い中国企業が外国市場に参入できるよう協力する。国交を樹立していない国との経済貿易活動を管理する。

#### （二十六）台湾・香港・マカオ司

対香港、マカオ特別行政区と台湾地域の経済貿易計画、政策を立案、執行する。香港、マカオ特別行政区の関係部門および台湾地域の授権機関と率先して経済貿易協議を行う。関係方面と共同で、本土と香港、マカオ特別行政区が経済貿易関係を更に緊密となるよう協議の手配と実施作業を行う。対台湾経済貿易において重大な問題を協調し、対台湾の直接貿易方案を立案する。多国間・二国間の経済貿易領域において台湾に関係する問題を率先して処理する。対台湾貿易に対して管理、指導を行い、台湾企業の投資管理作業に協調する。

#### （二十七）情報化司

電子ビジネスを運用して国内外市場を開拓する関連政策、措置を立案する。ビジネス領域の電子ビジネスに関連する標準と規則を立案する。商務情報の公共サービスシステムを構築、完全化する。当部の電子行政事務および政府ウェブサイトの管理作業を行う。輸出入の警報、市場運行および製品の需要供給の監視測定システムを構築する。

#### （二十八）渉外事務司

当部の渉外事務制度を立案し、渉外事務に関する作業を行う。当機関党委員会は当機関、人員を派遣している各地の事務所、在北京直接単位の党群業務を行う。

離・退職幹部の局は離職・退職幹部に関する業務を行い、直属単位の離・退職幹部の指導を行う。

### 四、人員編制

商務部の機関行政人員編制は956名（両委員会の人員10名、援護派遣機関の人員6名、離・退職幹部の作業人員68名）。うち、首席貿易協議代表（副部長クラス）1名、司局クラスのリーダー職111名（部長助役5名、協議副代表1名、協議代表助役4名、世界貿易機関協議専門員2名、公平貿易調査専門員2名、機関党委員会専任副書記3名、離・退職幹部の局リーダー職数4名）。

### 五、その他の事項

（一）商務部は「独占禁止法」が規定する国務院の独占禁止委員会の具体的な作業を行う。

（二）国家発展改革委員会と商務部は関係部門と共同で、外国投資者の国内企業買収・合

弁に関する安全審査部内連絡会議を設立する。商務部は統一して外国投資者が国内企業を買収・合弁するための申請を受理、回答する。うち安全審査範囲内に属する買収・合弁行為については、外国投資者の国内企業買収・合弁に関する安全審査部内連絡会議が安全審査を行う。新たに増加する固定資産の投資に関係する場合、国の固定資産投資管理規定に基づき手続を行う。重大安全事項については、部内連絡会議を開催して研究する。

(三) 国家発展改革委員会は重要工業製品、原材料および重要農産物の輸出入総量計画を制定し、商務部は国家発展・改革委員会が決定した総量計画内で実施する。食糧、綿花、石炭は、国家発展・改革委員会が商務部と共同で輸出入総量計画内で分配し、関連政策に協調する。

(四) 「外国企業投資産業指導目録」は国家発展改革委員会と商務部などの部門が共同で立案し、国家発展・改革委員会と商務部が共同で公布する。

(五) 商務部は対外協議と国内協力の際、国際貿易協議代表弁公室の名義を使用することができる。

(六) 商務部は、大連、天津、上海、広州、深セン、海南、南寧、南京、武漢、青島、鄭州、福州、西安、成都、杭州、昆明に特別派遣員が駐在する弁事処を 16 カ所を設置、行政人員編制は 120 名。

(七) 所属事業単位の設置、職責および人員編制は別に規定する。

## 六、附則

本規定は、中央機関編制委員会弁公室が解釈を行い、その調整は中央機関編制委員会弁公室が規定順序に従い執り行う。

以上